

I 働く女性の状況

1 概況

平成15年の女性労働力人口は2,732万人で、前年に比べ1万人の減となり、平成13年にはいったん増加に転じたものの、平成10年をピークとした減少傾向が続いている。また、男性は3,934万人で前年に比べ22万人の減（0.6%減）と、平成10年より6年連続の減少となっている。労働力人口総数に占める女性の割合は41.0%と前年より0.1%ポイント上昇した。女性の労働力人口が減少し、15歳以上人口は5,654万人と前年に比べ0.4%増加したため、女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、48.3%と前年より0.2%ポイント低下し、6年連続の低下となった。

女性雇用者数は2,177万人となり、前年に比べ16万人増加（前年比0.7%増）した。男性の雇用者数は3,158万人で前年より12万人の減少（同0.4%減）となり、雇用者総数に占める女性の割合は前年からさらに0.3%ポイント上昇し、40.8%になった。

産業別には、卸売・小売業（487万人）、医療、福祉（373万人）、製造業（351万人）、サービス業（他に分類されないもの）（299万人）をあわせて女性雇用者の69.4%を占めている。

職業別には、専門的・技術的職業従事者、保安・サービス職業従事者等で女性雇用者が増加し、販売従事者は前年に引き続き減少した。

女性の完全失業者数は135万人（前年差5万人減）、完全失業率は4.9%（同0.2%ポイント低下）といずれも過去最高を更新した昨年から平成2年以来13年ぶりの減少に転じた。

平成15年における女性の一般労働者のきまって支給する現金給与額は、23万9,400円（前年比0.3%増）となった。

平成15年の規模5人以上事業所における女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は133.0時間（前年差0.2時間減）、うち所定内労働時間は128.0時間（同0.4時間減）であった。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

1) 女性の労働力人口は2年連続減少

総務省統計局「労働力調査」によると、平成15年の女性の労働力人口は2,732万人で、前年に比べ1万人減少となり、平成13年にはいったん増加に転じたものの、平成10年をピークとした減少傾向が続いている。

労働力人口のうち、完全失業者は135万人と、前年と比べ5万人減少し、過去最高を更新した昨年から平成2年以来13年ぶりに減少に転じた。なお、就業者は2,597万人で減少に転じた前年から3万人の増加であった。

男性の労働力人口は3,934万人で、前年に比べ22万人（前年比0.6%減）と、平成10年より6年連続の減少となっている。労働力人口総数に占める女性の割合は前年から0.1%ポイント上昇し、41.0%となった（付表1、6、8）。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

2) 女性の労働力率は引き続き低下

平成15年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、前年に比べ0.2%ポイント低下して48.3%となり、平成9年をピーク（50.4%）として6年連続で低下している。男性の労働力率も前年より0.6%ポイント低下し、74.1%となった（付表1）。

なお、女性の15～64歳人口は4,253万人（前年差20万人減）、労働力人口は2,552万人（前年同）であり、労働力率は60.0%と、前年（59.7%）に比べ0.3%ポイントの上昇となった。男性の15～64歳層の労働力率は84.6%と、前年（84.8%）に比べ0.2%ポイント低下した。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

3) 女性のM字型カーブのボトムは前年に引き続き60.3%

女性の労働力率を年齢階級別にみると、25～29歳層（73.4%）と45～49歳層（72.5%）を左右のピークとし、30～34歳層（60.3%）をボトムとするM字型カーブを描いている。前年と比べ労働力率が大幅に上昇したのは25～29歳層（1.6%ポイント上昇）、35～39歳層（1.3%ポイント上昇）であった。また、M字型カーブのボトムである30～34歳層は前年に引き続き60.3%であった。

20～24歳層の労働力率の低下と25～29歳層の労働力率の上昇はこのところ傾向的にみられてきているが、前者については主に大学進学率の上昇、後者については労働力率の高い未婚者の割合の高まりと既婚者の労働力率の上昇の影響が考えられる。

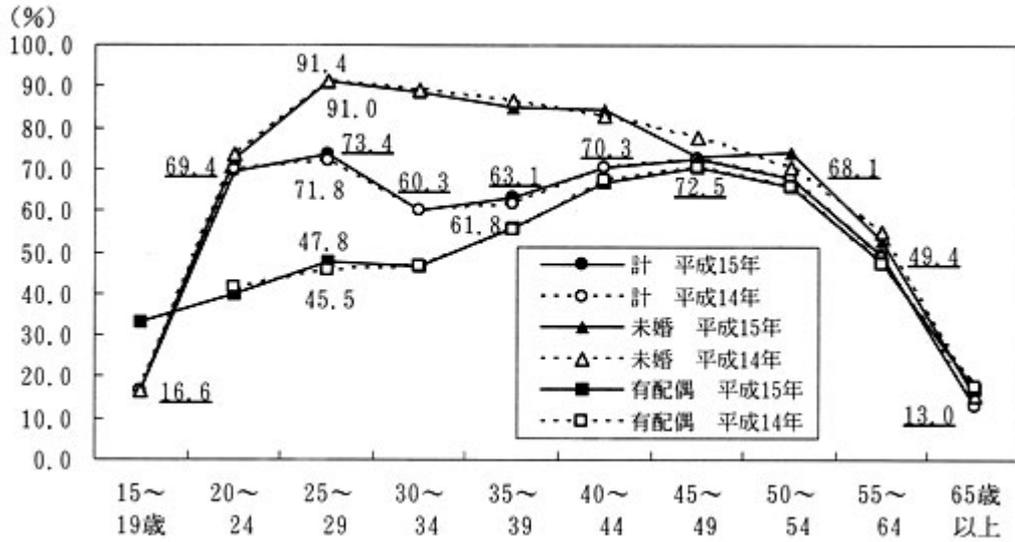
平成15年について25～29歳層の労働力率を未婚者と既婚者の別にみると、既婚者では労働力率は上昇しているものの未婚者では低下し、また、労働力人口に占める未婚者の割合は前年より上昇し、既婚者の割合は引き続き低下した（前年差0.2%、ポイントの低下）。平成14年と15年の年齢階級別労働力率の変化について未既婚比率変化と労働力率の変化を要因分解してみると、労働力率が上昇傾向にある25～29歳層では、他の年齢階級に比べて未既婚比率の要因が大きいものの、労働力率自体の変化要因も同程度あり、双方あいまって労働力率の上昇につながっていることがわかる（第1-1、1-2図）。

M字型カーブの底である30～34歳層の労働力率を未婚者と既婚者の別にみると、それぞれ88.7%、46.6%であり、当該年齢層において労働力人口に占める未婚者の割合が年々高まっていることも、全体としての労働力率の上昇に寄与している。

なお、女性の年齢階級別労働力率を10年前（平成5年）と比べると、25～29歳層及び30～34歳層での上昇が大きく（それぞれ9.1%ポイント、7.6%ポイントの上昇）、M字型のボトムがより浅くM字型がなだらかになっているのが特徴的である（第1-3図、付表2、4）。10年間の年齢階級別労働力率の変化について、前述同様未既婚比率変化と労働力率の変化を要因分解してみると、25～29歳層における労働力率自体の変化要因は3割程度、30～34歳層においては2割程度となっている。

第1-1図 未既婚別女性の年齢階級別労働力率

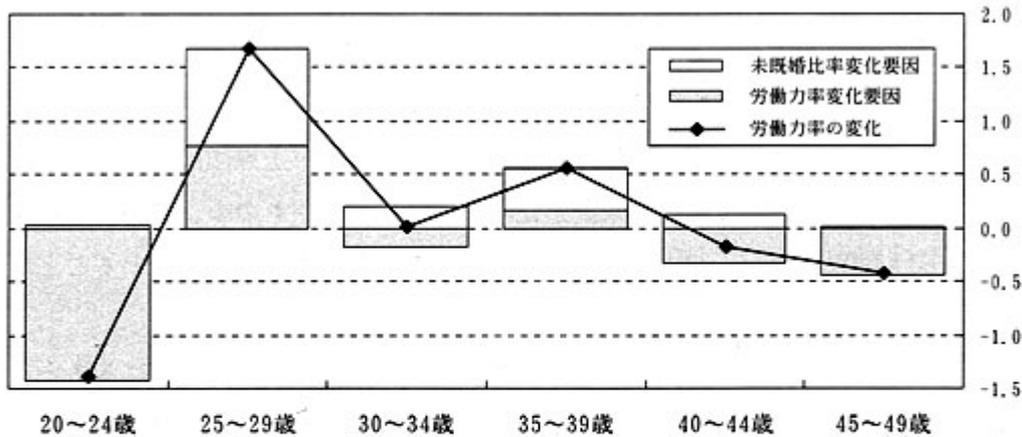
第1-1図 未既婚別女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成14、15年）

第1-2図 労働力率変化の要因分解

第1-2図 労働力率変化の要因分解



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成14、15年）より厚生労働省雇用均等・児童家庭局試算

（注）要因分解については以下のとおり。

$$\alpha = \frac{\sum N_i \alpha_i}{N} \text{より}$$

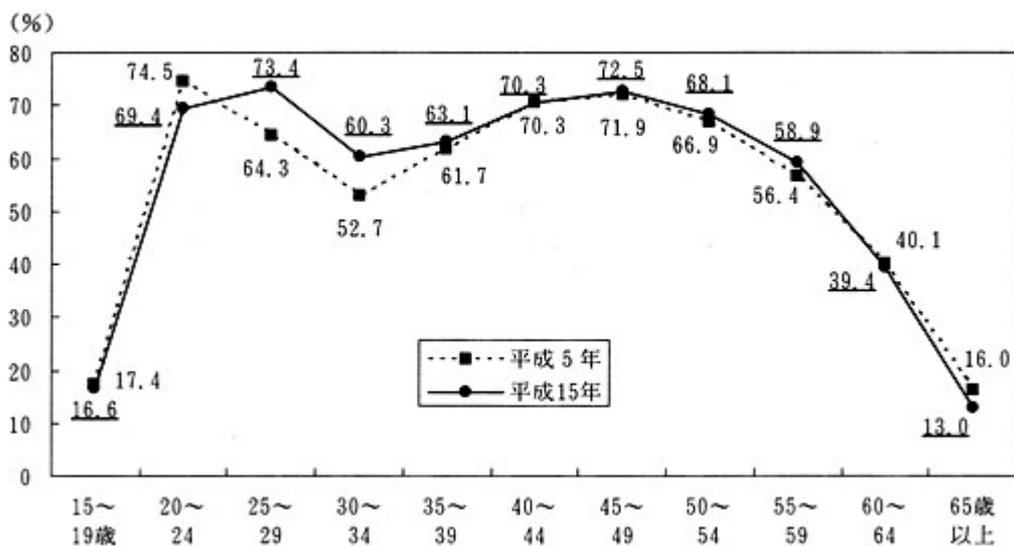
$$\Delta \alpha = \underbrace{\frac{\sum (N_i + \frac{\Delta N_i}{2}) \Delta \alpha_i}{N + \Delta N}}_{\text{労働力率変化効果}} + \underbrace{\frac{\sum (\alpha_i + \frac{\Delta \alpha_i}{2}) \Delta N_i - \bar{\alpha} \Delta N}{N + \Delta N}}_{\text{未既婚人口構成変化効果}}$$

N：15歳以上人口 α：労働力率

（ $\bar{\alpha}$ は未既婚計、添字iは未既婚別を表す）

第1-3図 女性の年齢階級別労働力率

第1-3図 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成5、15年）

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

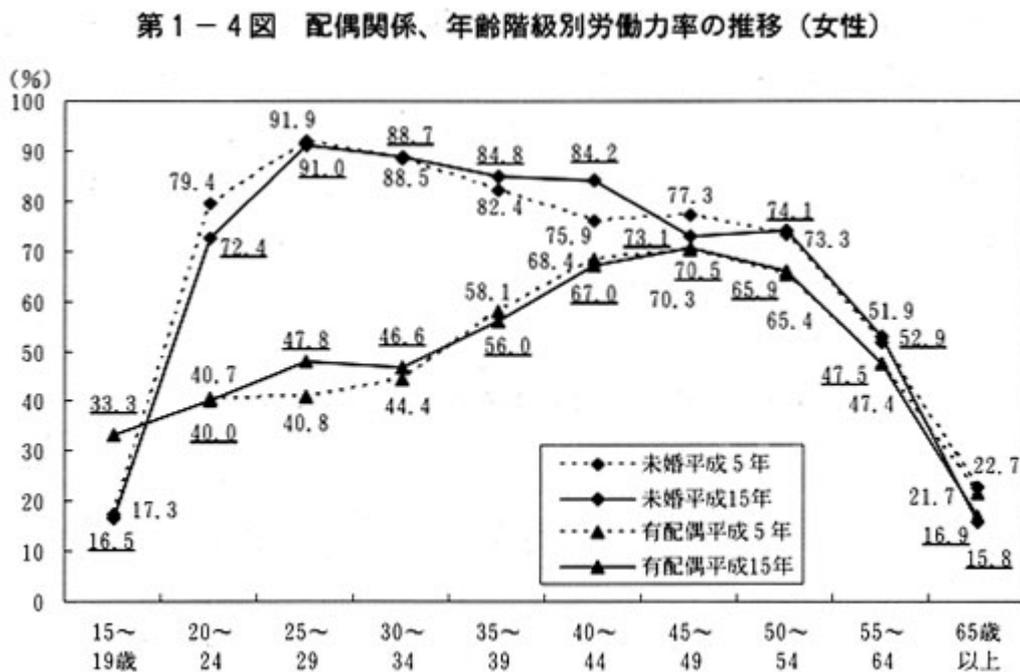
(1) 労働力人口

4) 未婚者の労働力率は0.1%ポイントの上昇

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では62.1%、有配偶では48.5%、死別・離別では30.0%となっている。未婚では労働力率は長期的に上昇傾向にあったが、昨年は低下に転じ、平成15年は0.1%ポイントの上昇であった。有配偶は、平成3年（53.2%）を境に低下傾向を示しており、平成15年も前年に引き続き低下（前年差0.3%ポイント低下）した（付表3、4）。

年齢階級別にみた未婚者の労働力率を10年前（平成5年）と比較すると、30～44歳層で労働力率が上昇しており、特にその上昇が著しいのは40～44歳層で、近年の状況をみてもこの層が未婚の女性労働力率を押し上げている。一方、有配偶では、35～39歳層、40～44歳層等で労働力率が低下し、25～29歳層、30～34歳層等で労働力率が上昇しており、特に25～29歳層の上昇は著しい（第1～4図、付表4）。

第1～4図 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移（女性）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成5、15年）

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

5) 女性の非労働力人口は引き続き増加

平成15年には女性の非労働力人口は2,916万人となり、前年と比べ21万人増加（前年比0.7%増）した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専門者は1,713万人（非労働力人口に占める割合58.7%）、通学者は364万人（同12.5%）、その他は840万人（同28.8%）となっている。家事専門者は7万人減少（前年比0.4%減）、通学者は5万人減少（同1.4%減）、その他は33万人増加（同4.1%増）であった（付表5）。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(2) 就業者及び完全失業者

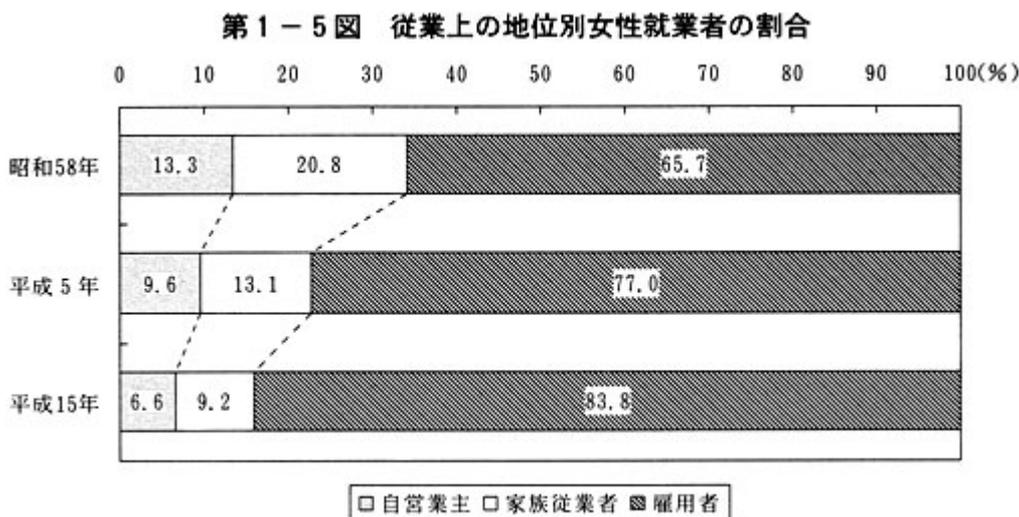
1) 女性の就業者数は6年ぶりに増加

総務省統計局「労働力調査」によると、平成15年の女性の就業者数は2,597万人で、平成9年以来6年ぶりに増加に転じ、前年に比べ3万人の増加（0.1%増）となった。15歳以上人口に占める就業者の割合は45.9%となっている。

男性の就業者数は、3,719万人となり、前年と比べて17万人減少（0.5%減）しており、6年連続の減少となっている。

女性の就業者を従業上の地位別にみると、雇用者が2,177万人（女性の就業者総数に占める割合は83.8%）、家族従業者が238万人（同9.2%）、自営業主が172万人（同6.6%）であった。雇用者は、前年に比べ16万人増加（0.7%上昇）した。家族従業者（9万人減、前年比3.6%減）、自営業主（3万人減、前年比1.7%減）ともに減少傾向が続いており、この結果、就業者に占める雇用者の割合は引き続き上昇している（付表6、7、第1-5図）。

第1-5図 従業上の地位別女性就業者の割合



1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

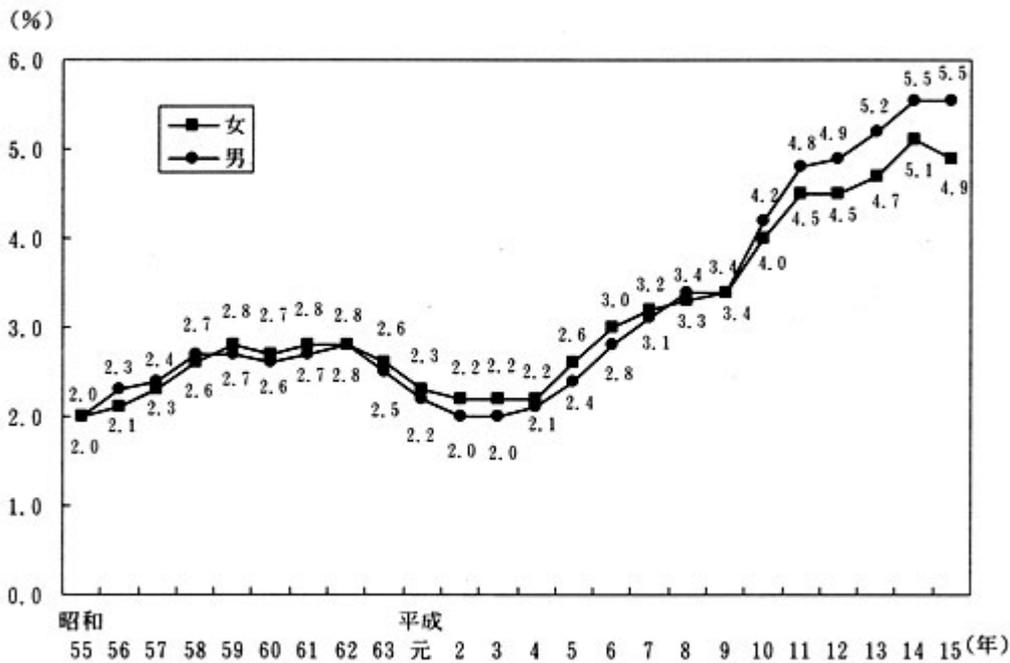
(2) 就業者及び完全失業者

2) 女性の完全失業者数、完全失業率ともに13年ぶりに低下

平成15年の女性完全失業者数は135万人（前年差5万人減）で、男性（215万人、前年差4万人減）とともに平成2年以来、13年ぶりの減少となった。平成15年の女性の完全失業率は前年より0.2%ポイント低下し4.9%で、平成2年以来13年ぶりに低下した。一方、男性は5.5%で過去最高の前年と同率となった（付表8、第1-6図）。

第1-6図 完全失業率の推移

第 1 - 6 図 完全失業率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

なお、年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、60～64歳層で男性が女性を5.0%ポイント上回り最も男女の差が大きくなっている。一方、30～34歳層では1.7%ポイント、35～39歳層では1.2%ポイント、40～44歳層では0.6%ポイント、女性が男性を上回っている（第1-1表、第1-7図）。

第1-1表 年齢階級別完全失業率

第1-1表 年齢階級別完全失業率

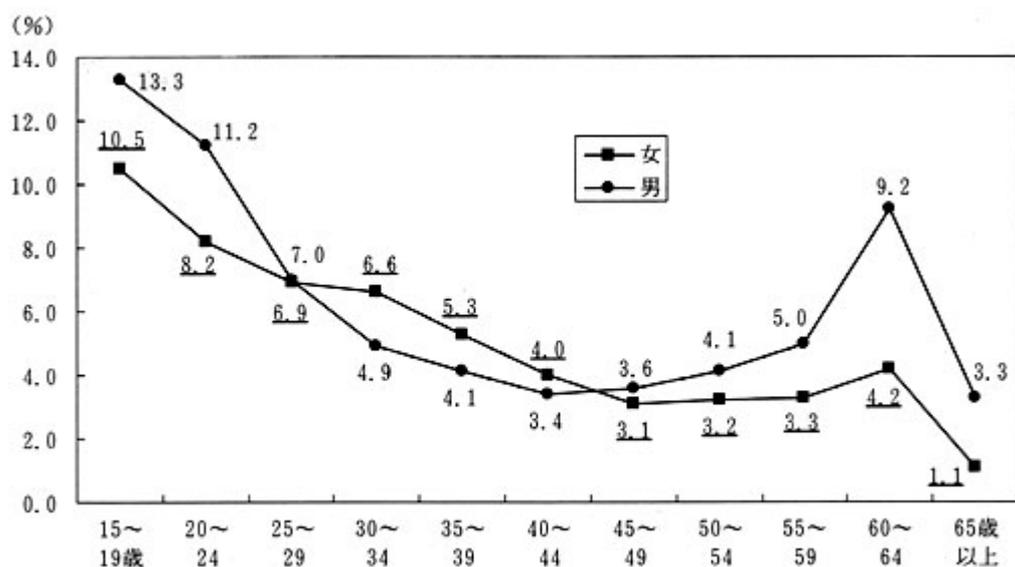
(%)

		計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
女	平成14年	5.1	10.2	8.3	7.7	7.1	5.2	4.0	3.7	3.6	3.2	4.3	1.1
	平成15年	4.9	10.5	8.2	6.9	6.6	5.3	4.0	3.1	3.2	3.3	4.2	1.1
	前年差	-0.2	0.3	-0.1	-0.8	-0.5	0.1	0.0	-0.6	-0.4	0.1	-0.1	0.0
男	平成14年	5.5	15.2	10.5	6.8	5.0	4.0	3.7	4.0	4.5	5.3	9.7	2.9
	平成15年	5.5	13.3	11.2	7.0	4.9	4.1	3.4	3.6	4.1	5.0	9.2	3.3
	前年差	0.0	-1.9	0.7	0.2	-0.1	0.1	-0.3	-0.4	-0.4	-0.3	-0.5	0.4
平成15年の男女差(女-男)		-0.6	-2.8	-3.0	-0.1	1.7	1.2	0.6	-0.5	-0.9	-1.7	-5.0	-2.2

資料出所：総務省統計局「労働力調査」

第1-7図 年齢階級別完全失業率

第1-7図 年齢階級別完全失業率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成15年)

1 働く女性の状況

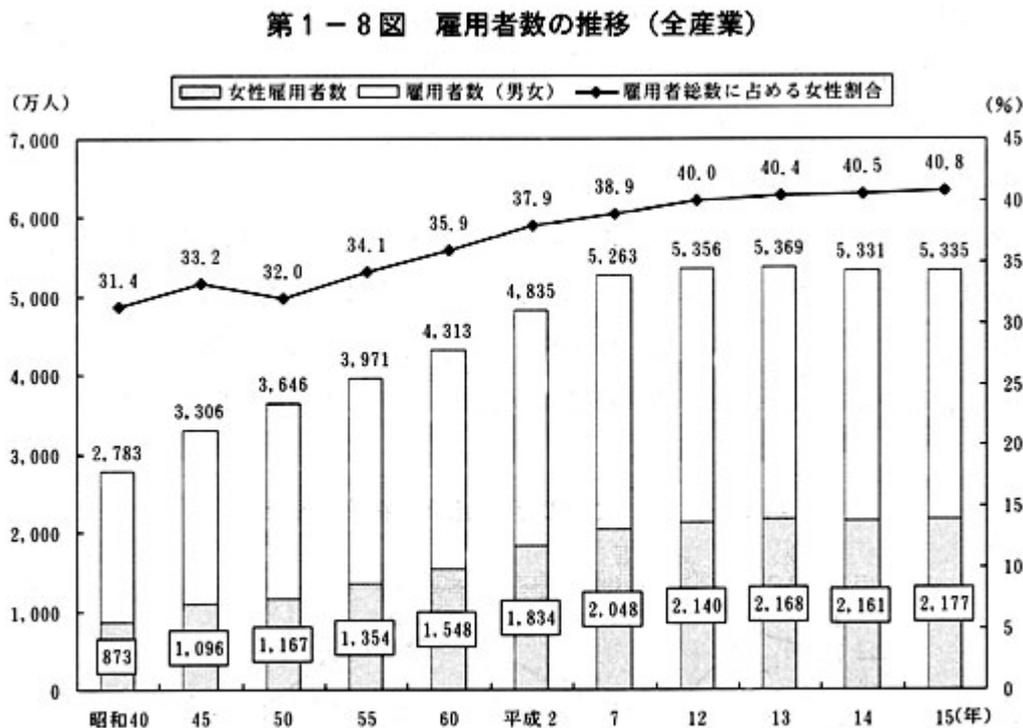
2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

1) 雇用者総数に占める女性の割合はさらに上昇

総務省統計局「労働力調査」によると、平成15年の女性雇用者数は2,177万人となり、前年に比べ16万人の増加（0.7%増）と、再び増加した（昨年は前年比0.3%減）。男性の雇用者数は3,158万人で前年より12万人の減少（0.4%減）であった。この結果、雇用者総数に占める女性の割合は前年からさらに0.3%ポイント上昇し、40.8%になった（第1-8図、付表6、12）。

第1-8図 雇用者数の推移（全産業）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

また、非農林業の女性雇用者のうち週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ14万人減少し1,251万人となり、35時間未満の者は前年に比べ26万人増加し861万人となった。このように、女性雇用者の増加は、専ら35時間未満の短時間雇用者によっていたことがわかる。非農林業の男性雇用者についても週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ32万人減少し2,694万人となり、35時間未満の者については前年より20万人増加し、397万人であった（付表72）。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

2) 女性雇用者に占める30代の年齢層の構成比は上昇が続いている

平成15年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは25～29歳層で294万人（女性雇用者総数に占める割合13.5%）で、次いで50～54歳層の277万人（同12.7%）となっている（付表10）。

構成比をみると、昭和60年（10.8%）以降上昇傾向にあった25～29歳層も平成12年をピークに低下傾向にあり、20～24歳層も引き続き低下している。

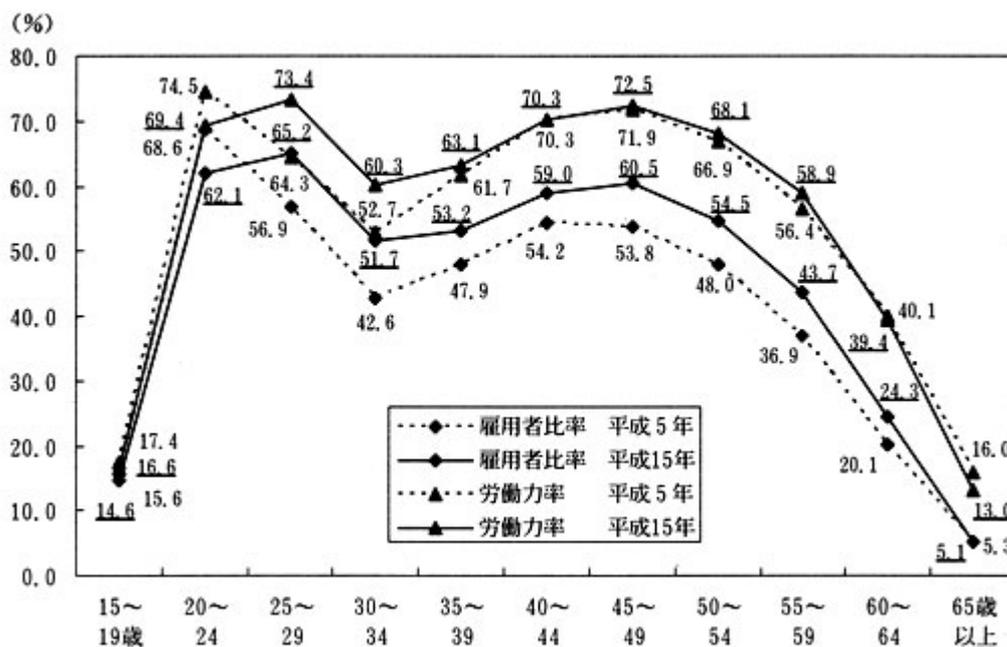
また、30～34歳層、35～39歳層も平成15年の割合はそれぞれ11.3%、10.2%で、前者は平成4年（8.2%）より、後者は平成9年（9.1%）より上昇傾向にあり、女性雇用者に占めるこの年齢層の割合が上昇している。

一方、男性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは30～34歳層で415万人（男性雇用者総数に占める割合13.1%）で、50～54歳層の388万人（同12.3%）、25～29歳層の387万人（同12.3%）と続いている（付表10）。

なお、年齢階級別に女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合をみると、労働力率のM字型カーブに似た曲線を描いているが、若年層ほど労働力率との差が小さく、中高年層では大きくなっている。10年前と比較すると24歳以下の若年層での低下を除いて、どの年齢階級においても雇用者の割合は上昇している（第1－9図）。

第1－9図 女性の年齢階級別雇用者割合

第1-9図 女性の年齢階級別雇用者割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成5、15年）

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

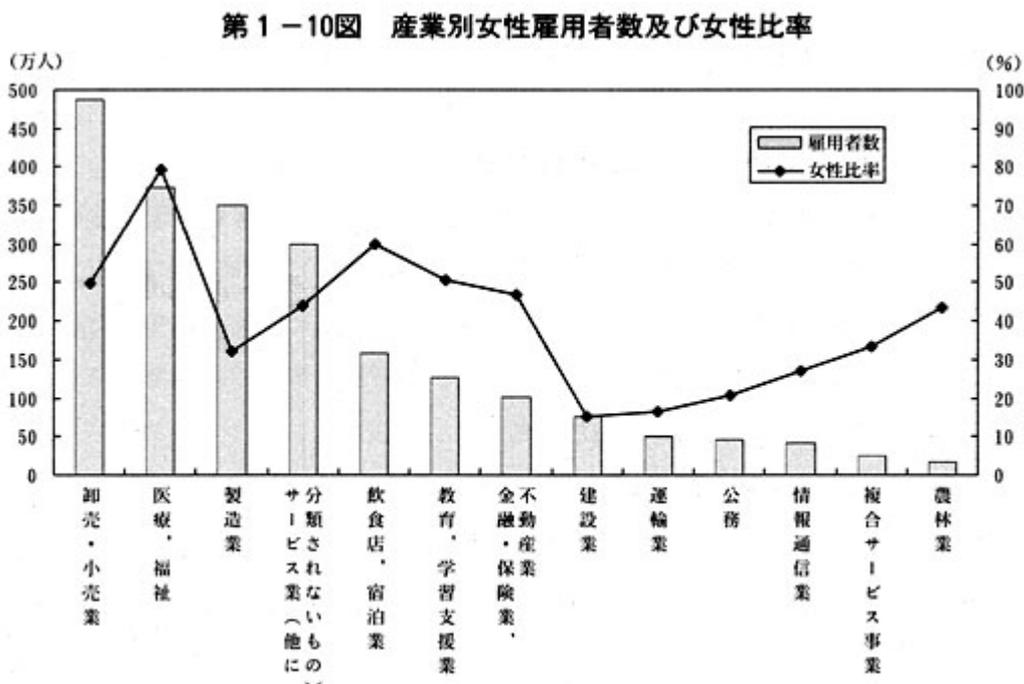
(3) 雇用者

3) 新産業分類でみた女性比率は、医療、福祉、飲食店、宿泊業、教育、学習支援業で高い

平成15年の労働力調査は、新産業分類による数値であるため、前年との比較はできないが、平成15年の女性の雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業が487万人（女性雇用者総数に占める割合22.4%）と最も多く、次いで医療、福祉が373万人（同17.1%）、製造業が351万人（同16.1%）、サービス業（他に分類されないもの）が299万人（同13.7%）となっており、これら4業種で女性雇用者の69.4%を占めている。

産業別の女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）が高いのは、医療、福祉で79.5%、これに、飲食店、宿泊業の60.1%、教育、学習支援業の50.6%が続いている（第1-10図、付表11、12）。

第1-10図 産業別女性雇用者数及び女性比率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成15年）

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

4) 事務従事者の割合は、5年連続低下

平成15年の女性雇用者数を職業別にみると、事務従事者が705万人（女性雇用者総数に占める割合32.4%）と最も多く、次いで、専門的・技術的職業従事者が378万人（同17.4%）、保安・サービス職業従事者が332万人（同15.3%）、製造・製作・機械運転及び建設作業者が296万人（同13.6%）、販売従事者が269万人（同12.4%）となっている。前年に比べ、専門的・技術的職業従事者及び保安・サービス職業従事者はそれぞれ12万人（前年比3.3%増）、10万人（同3.1%増）の増加で、販売従事者は5万人減少（同1.8%減）であった。女性雇用者総数に占める事務従事者の割合は平成11年から、製造・製作・機械運転及び建設作業者の割合は昭和61年からそれぞれ低下傾向が続いている（付表13）。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

5) 企業規模別女性雇用者数は1～29人規模企業で3年ぶりに減少

平成15年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が750万人（非農林業女性雇用者に占める割合34.7%）、30～99人規模が371万人（同17.2%）、100～499人規模が383万人（同17.7%）、500人以上規模が428万人（同19.8%）となっている。前年と比較すると、前年に減少した30～99人規模（前年比1.4%増）、500人以上規模（同2.9%増）で増加に転じた（付表14）。

なお、企業規模100人未満の企業で雇用される女性雇用者の割合は、51.9%と過半数を占めている。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

6) 女性常用雇用は増加に転じ、1,680万人

平成15年の非農林業女性雇用者数を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,680万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合77.8%）、臨時雇が414万人（同19.2%）、日雇が66万人（同3.1%）となっている。常雇については減少した前年から再び増加に転じた（11万人増加、前年比0.7%増）。臨時雇、日雇はそれぞれ2万人（前年比0.5%増、3.1%増）の増加であった（付表15）。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

7) 有配偶者割合は再び低下し56.8%

平成15年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,227万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合56.8%）、未婚者は706万人（同32.7%）、死別・離別者は220万人（同10.2%）となっており、前年上昇した有配偶者の割合は、再び低下に転じた（0.2%ポイント低下）（付表16）。

- 1 働く女性の状況
 - 2 労働力人口、就業者、雇用者の状況
 - (3) 雇用者
 - 8) 高学歴化が進む女性労働者
-

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）により平成15年6月における女性労働者（パートタイム労働者を除く）の学歴別構成比をみると、中卒が5.8%、高卒が48.8%、高専・短大卒が31.3%、大卒（大学院卒を含む。以下同じ。）が14.1%となっており、高専・短大卒、大卒の割合の上昇、中卒、高卒の割合の低下が続いている（付表20）。

学歴別に産業別の構成比をみると、中卒では、製造業に従事する者の割合が53.7%と最も高く、高卒及び高専・短大卒、大卒ではサービス業の割合がそれぞれ32.6%、59.5%、47.7%と最も高くなっている。また、学歴別に企業規模別の構成比をみると、学歴が高くなるにつれ規模の大きい企業に雇用される割合が高くなっている（付表21）。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

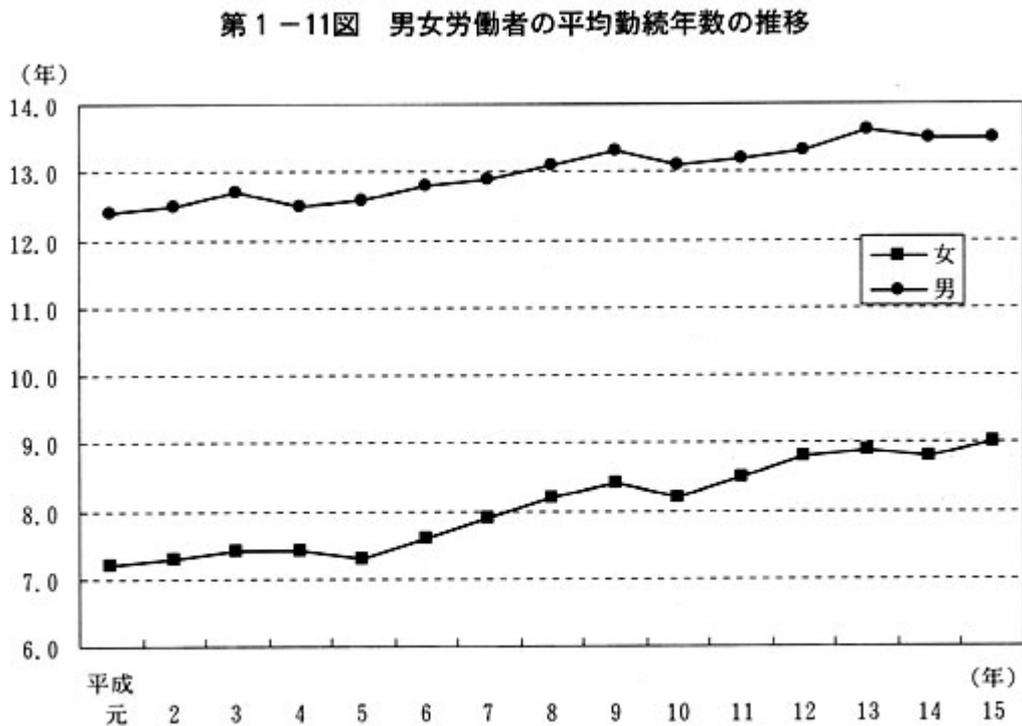
(3) 雇用者

9) 女性労働者の平均勤続年数は9.0年

「賃金構造基本統計調査」によると、平成15年の女性労働者の平均勤続年数（パートタイム労働者を除く）は9.0年（男性13.5年）で、前年に比べ0.2年長くなった。

男性については、このところ勤続年数は頭打ちとなっているが、女性については長くなる傾向が続いている（第1-11図、付表22）。

第1-11図 男女労働者の平均勤続年数の推移



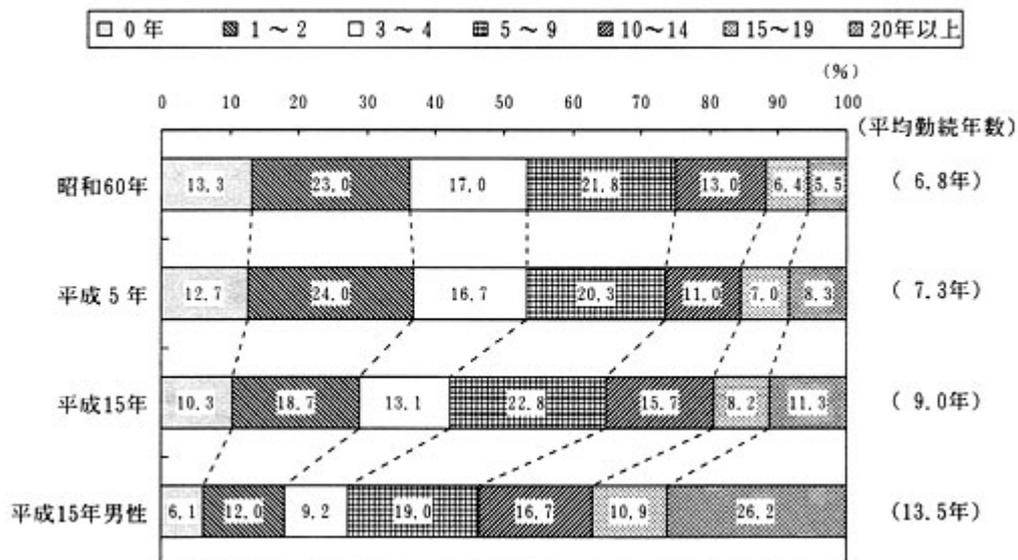
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

女性労働者を勤続年数階級別にみると、勤続10年以上の者の割合は35.2%と、前年より0.8%ポイント上昇した。10年前（平成5年26.3%）と比較すると、勤続10年以上の者の割合は8.9%ポイント上昇し、3人に1人以上は10年以上の勤続者となっている（第1-12図、付表24）。

なお、平成15年の女性労働者の平均年齢は38.1歳（男性41.2歳）で前年より0.2歳（同0.1歳）高くなった。10年前と比較すると、2.1歳（同1.3歳）高くなっている（付表22）。

第1-12図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移

第1-12図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和60、平成5、15年)

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(1) 求人・求職状況

新規学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを厚生労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成15年の新規求人数（男女計）は、月平均44万7,653人で、前年に比べ5万1,943人の増加（前年比13.1%増）となった。

新規求職者数（男女計）は51万9,080人で、前年比3.2%減となった。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 入職・離職状況

1) 女性の一般労働者への入職がパートタイム労働者への入職を上回る

厚生労働省「雇用動向調査」によると、平成14年の女性の入職者数（一般及びパートタイム労働者計）は306万1,500人（前年差8万5,300人減）、離職者数は341万7,400人（同7万3,500人減）と、入職者は4年ぶり、離職者は6年ぶりの減少となった。

これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数153万6,300人（前年比2.1%増）、離職者数187万2,400人（同1.9%減）と、前年に比べ入職者数は増加し、離職者数は減少した。他方、パートタイム労働者では入職者数152万5,200人（同7.1%減）、離職者数154万4,900人（同2.3%減）と、前年に比べ入職者数は8年ぶり、離職者数は7年ぶりに、それぞれ減少した。一般労働者への入職者数が増加し、パートタイム労働者への入職者数が減少したことから、前年から一転、一般労働者への入職者がパートタイム労働者を上回る結果となった（付表26）。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 入職・離職状況

2) 転職入職者の割合は5年ぶりに低下

女性の入職者に占める割合を職歴別にみると、一般労働者の未就業者からの入職者割合は40.9%（前年40.0%）で、そのうち、一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者）からの入職者の割合は18.3%（同16.0%）、新規学卒者からの入職者の割合は22.6%（同24.0%）、転職入職者は59.1%（同60.0%）となっている。平成9年以来5年ぶりに一般労働者への未就業者からの入職者割合は上昇し、転職入職者からの入職者割合は低下する結果となった（付表28）。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

1) 高卒・大卒とも就職率は前年を上回る

高校新卒者の就職状況を厚生労働省「高校新卒者就職内定状況等調査」によりみると、平成15年3月卒業者の就職率は95.1%と前年94.8%を0.3%ポイント上回った。男女別では、女性が94.0%（前年93.4%）と男性の96.1%（同96.0%）より2.1%ポイント低くなっている。また平成16年3月卒業予定者の就職内定率（平成16年1月末現在）は76.7%で、女性が71.6%、男性が81.2%と、女性の方が9.6%ポイント低くなっている（付表30）。

次に大学新卒者の就職状況について厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者就職内定状況等調査」からみると、平成15年3月卒業者の就職率（平成15年4月1日現在）も高校新卒者と同様前年（92.1%）を上回り、92.8%（前年比0.7%ポイント上昇）であった。男女別では、女性が92.2%（前年91.5%）と男性の93.2%（同92.5%）より1.0%ポイント低くなっている。また、平成16年3月卒業予定者の就職内定率（平成16年2月1日現在）は82.1%で、女性が81.2%、男性が82.8%と、女性の方が1.6%ポイント低くなっている（付表31）。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

2) 女性の新規学卒就職者に占める大卒者の割合はさらに上昇し44.0%

文部科学省「学校基本調査」（平成15年度）により女性の新規学卒者に占める就職者割合を学歴別にみると、女性の大学進学率の上昇に伴い大卒者の割合が年々上昇しており、44.0%となった。次いで、高卒者32.3%、短大卒者22.7%と続く。短大卒者の割合は平成7年度をピークとして年々低下している（付表32-2、35）。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

3) 中・高卒者の就職者割合が引き続き低下

平成15年3月の女性の中卒者数は64万6,579人（前年差2万452人減）で、うち就職者数（就職進学者を含む）は、2,830人（同454人減）であり、就職者割合（卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率）は0.4%（前年0.5%）であった。

また、女性の高卒者数は、63万9,426人（前年差1万9,742人減）で、うち就職者は9万3,946人（同5,305人減）、就職者割合は14.7%（前年15.1%）であり、高卒者の進学率の上昇に伴い就職者割合は低下している。就職者を産業別にみると、製造業が23.1%、サービス業（他に分類されないもの）が22.4%、卸売・小売業が22.2%と、この3産業で全体の67.7%を占めている（付表32-1、32-3、33-1）。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

4) 新産業分類では、短大卒者の医療、福祉への就職者割合が最も多い

平成15年3月の女性の短大卒者数は、10万7,947人（前年差1万670人減）で、うち就職者数は6万5,951人（同7,173人減）となった。就職者割合は61.1%（前年61.6%）となり、前年と比べて0.5%ポイント低下した。就職者の割合を産業別にみると、医療、福祉が38.0%と最も多く、次いで卸売・小売業14.4%、教育、学習支援業13.3%の順になっている（付表32-1、32-3、33-2）。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(3) 新規学卒者の就職状況

5) 大卒者の事務従事者への就職者割合は男女とも引き続き低下

平成15年3月の女性の大学卒業者数は、21万7,444人（前年差3,140人増）で、うち就職者数は12万7,810人（同671人減）であった。就職者割合は58.8%と、前年（60.0%）に比べ1.2%ポイント低下した。なお、男性の大卒者数は、32万7,450人（前年差5,957人減）で、うち就職者数は17万2,177人（同1万837人減）であった。就職者割合は52.6%と、前年に比べ2.3%ポイント低下した。卒業者数から進学者数を除いた就職者割合では女性が64.4%（前年65.1%）、男性が62.4%（同64.5%）と、昨年から2、年連続して女性が男性を上回っている（付表32-1、32-3）。女性の就職者割合を産業別にみると、新産業分類では卸売・小売業が17.0%と最も多く、次いで医療、福祉13.9%、サービス業（他に分類されないもの）13.5%、金融・保険業11.4%の順になっている（付表33-3）。職業別にみると、事務従事者が41.2%（前年42.8%）と最も多く、専門的・技術的職業従事者が32.7%（同31.2%）、販売従事者が17.9%（同17.3%）と続いており、事務従事者の割合は平成6年をピークとして低下傾向にある。なお、男性についても、事務従事者の割合は、平成4年度をピークとして低下傾向にある。（付表34）。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

1) 一般労働者の所定内給与額の男女間賃金格差は66.8

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成15年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者（平均年齢38.1歳、平均勤続年数9.0年）のきまって支給する現金給与額は、23万9,400円（前年比0.3%増）、うち所定内給与額は22万4,200円（同0.3%増）であり、ともに前年より増加したが、伸び率については前年（同0.7%増、0.5%増）を下回った。

一方、男性一般労働者（平均年齢41.2歳、平均勤続年数13.5年）のきまって支給する現金給与額は、36万8,600円（前年比0.2%増）、うち所定内給与額は33万5,500円（同0.2%減）であり、所定内給与額は、2年連続で前年を下回った。

男女間の賃金格差（男性＝100.0として算出）は、長期的にはきまって支給する現金給与額でも所定内給与額でも緩やかな縮小傾向が続いており、平成15年には前年に比べて、きまって支給する現金給与額で64.9と前年と同じであったものの、所定内給与額で66.8と0.3ポイント縮小した（第1-2表、第1-13図、付表41）。

第1-2表 一般労働者の賃金実態

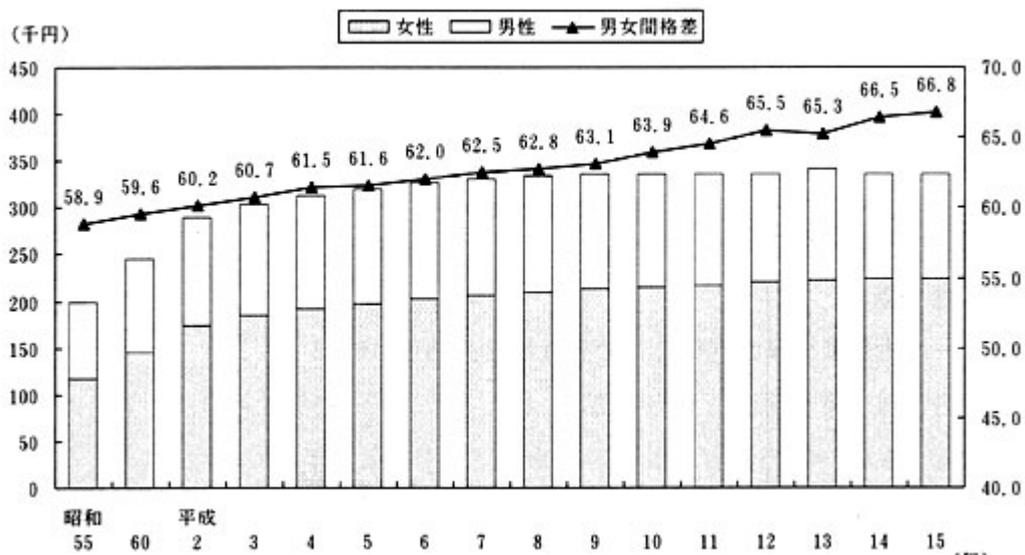
第1-2表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	きまって支給する 現金給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与その他の 特別給与額 (千円)
総数	40.3	12.2	329.8	302.1	923.5
女性	38.1	9.0	239.4	224.2	617.5
男性	41.2	13.5	368.6	335.5	1054.9

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成15年）

第1-13図 所定内給与額と男女間賃金格差の推移

第1-13図 所定内給与額と男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

I 働く女性の状況

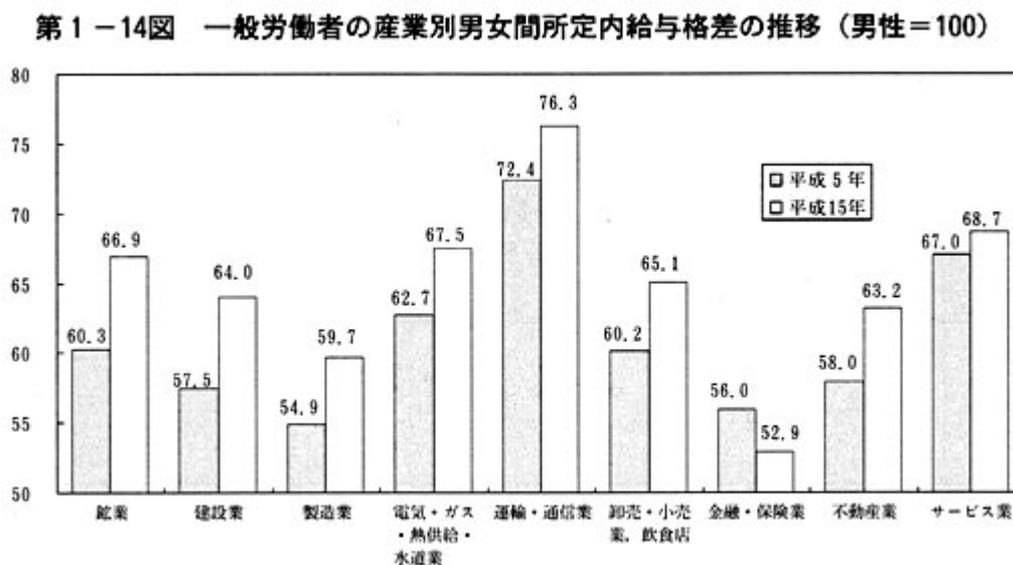
4 労働条件等の状況

(1) 賃金

2) 金融・保険業で男女間賃金格差が拡大する傾向

男女間賃金格差を産業別にみると、運輸・通信業・サービス業等で格差が小さいのに対して金融・保険業や製造業、不動産業等では大きい。特に金融・保険業では、格差は拡大傾向にある（第1-14図）。

第1-14図 一般労働者の産業別男女間所定内給与格差の推移（男性=100）



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成5、15年）

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

3) 女性一般労働者の賃金は35～39歳層がピーク

女性一般労働者の賃金（所定内給与額）を年齢階級別にみると、17歳以下の13万1,100円から年齢とともに緩やかに上昇し、35～39歳層の24万8,800円をピークとして40歳以上で下降している。

男女労働者それぞれの賃金の年齢間格差（20～24歳層＝100.0として算出）をみると、女性の賃金のピークは35～39歳層（133.8）であるのに対し、男性では50～54歳層（204.3）まで年齢とともに賃金の上昇が続いている（付表42）。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

4) 男女間賃金格差は企業規模が大きいほど大きい

女性の賃金（所定内給与額）を企業規模別にみると、10～99人規模で20万3,600円（男性29万2,900円）、1,000人以上規模では25万2,600円（同39万4,900円）と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっているが、男女間賃金格差はそれぞれ69.5、64.0と規模が大きいほど大きい。

これを年齢階級別にみると、10～99人規模、100～999人規模では年齢35～39歳層がそれぞれ21万8,800円、25万3,400円と賃金のピークとなっており、1,000人以上規模では、45～49歳層が29万7,700円でピークとなっている。

なお、男性は10～99人規模では45～49歳層が、100～999人規模、1,000人以上規模では50～54歳層がピークとなっている（付表44）。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

5) 女性の大卒技術系の初任給の平均が初めて男性を上回る

新規学卒就職者（平成15年3月卒）の初任給の平均は、女性では高卒で14万7,000円（前年比1.2%減）、高専・短大卒で16万3,500円（同0.5%減）、大卒事務系で18万7,300円（同1.2%増）、大卒技術系で20万3,600円（同2.6%増）であり、高卒、高専・短大卒の初任給が減少した。また、男性については高卒で15万7,500円（前年同）、高専・短大卒で16万9,800円（同0.2%増）、大卒事務系で19万9,000円（同1.4%増）、大卒技術系で20万3,400円（同1.2%増）であった。

初任給についての男女間賃金格差（男性＝100.0として算出）をみると、高卒で93.3（前年差1.2ポイント低下）、高専・短大卒で96.3（同0.6ポイント低下）、大卒事務系で94.1（同0.2ポイント低下）、大卒技術系で100.1（同1.3ポイント上昇）であった（付表45）。

このように、平成15年においては、女性の大卒技術系の初任給の平均は男性の伸びの1.2%を大きく上回る2.6%となり、男女間賃金格差は100.1と初めて男性を上回る結果となった。この大卒技術系の男女間賃金格差について、産業、規模別にみると、産業別には卸売・小売、飲食店・（平成14年100.9が平成15年に110.0と9.1ポイント上昇）、サービス業（平成14年97.6が平成15年に98.9と1.3ポイント上昇）で、規模別には大きい規模（1,000人以上（平成14年98.8が平成15年101.5へと2.7ポイント上昇）、100～999人規模（平成14年99.8が平成15年100.7と0.9ポイント上昇））で上昇幅が大きい。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(2) 労働時間

厚生労働省「毎月勤労統計調査」から、平成15年の常用労働者（事業所規模5人以上）の1人平均月間総実労働時間及び所定内、所定外労働時間についてみると、女性の常用労働者1人平均月間総実労働時間は133.0時間（前年差0.2時間減）、うち所定内労働時間は128.0時間（同0.4時間減）、所定外労働時間は5.0時間（同0.2時間増）となった。

平均月間出勤日数（事業所規模5人以上）をみると、女性で19.0日（前年差0.1日減）、男性では20.2日（同0.1日減）となった（付表46）。

産業別に女性の常用労働者1人平均月間労働時間をみると、総実労働時間では鉱業（158.4時間）が最も長く、次いで建設業（150.1時間）、不動産業（146.2時間）、製造業（146.1時間）の順となっており、パートタイム労働者の占める割合が高い卸売・小売、飲食店（116.7時間）が最も短くなっている。所定内労働時間でも鉱業（154.1時間）が最も長く、建設業（146.2時間）、不動産業（140.7時間）の順となっている（付表47）。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(3) 勤労者世帯の家計

1) 世帯主収入は6年連続減少

総務省統計局「家計調査」によると、平成15年の勤労者世帯1世帯当たりの1ヵ月の平均実収入は52万4,542円で、前年に比べ、2.6%の減少となった。この実収入の内訳をみると、世帯主収入は43万1,520円（対前年比1.6%減）で6年連続の減少となった（付表90）。

また、核家族世帯について、1ヵ月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1ヵ月61万4,527円（対前年比1.8%減）、世帯主のみ働いている世帯は48万963円（同1.4%減）となっており、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を13万3,564円上回っている。

なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は44万8,004円、世帯主のみ働いている世帯は45万983円で、共働き世帯を2,979円上回っている。

一方、共働き世帯の妻の勤め先収入は14万9,230円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は24.3%である（付表91）。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(3) 勤労者世帯の家計

2) 消費支出は6年連続減少

「家計調査」によると、平成15年の勤労者世帯1世帯当たり1ヵ月の消費支出は32万5,823円（前年比1.5%減）となり、6年連続で減少した（付表90）。

消費支出の構成比を核家族共働き世帯（消費支出34万8,100円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同31万1,088円）で比較してみると、共働き世帯の方が「交通・通信」、「教育」、「その他の消費支出」のうちの「仕送り金」について、比較的高くなっており、逆に低くなっているのは、「住居」等であった（付表91）。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 育児・介護休業制度等

育児・介護休業法により、育児休業は平成7年4月1日から、介護休業は平成11年4月1日から、それぞれ事業所規模を問わず適用されているが、平成13年11月に成立した改正育児・介護休業法により、平成14年4月1日から、育児や家族介護を行う男女労働者の時間外労働の制限、勤務時間の短縮等の措置義務の対象年齢の引き上げ（1歳未満→3歳未満）、子の看護のための休暇の努力義務化等の規定が施行されている。

ここでは、平成14年10月に実施した「女性雇用管理基本調査」により育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等を概観する。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 育児・介護休業制度等

1) 女性の育児休業取得率（64.0%）と復職率（88.7%）はともに上昇

育児休業制度の規定のある事業所割合は、61.4%と前回調査（平成11年度53.5%）より7.9%ポイント上昇している（第1-15図、付表61）。

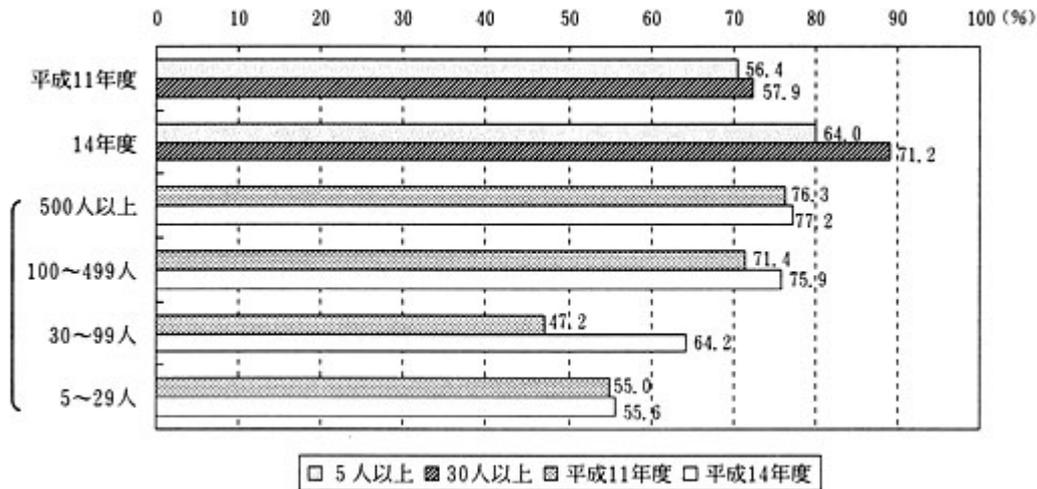
第1-15図 育児休業制度の規定あり事業所割合の推移



出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者のうち、平成14年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む））の割合を男女別にみると、女性は64.0%と前回（平成11年度56.4%）より7.6%ポイント上昇し、事業所規模30人以上では71.2%（同57.9%）と7割を超えた。一方、男性は0.33%と前回（同0.42%）に引き続き取得率は低かった（第1-16図、付表62）。

第1-16図 女性の育児休業取得率

第1-16図 女性の育児休業取得率



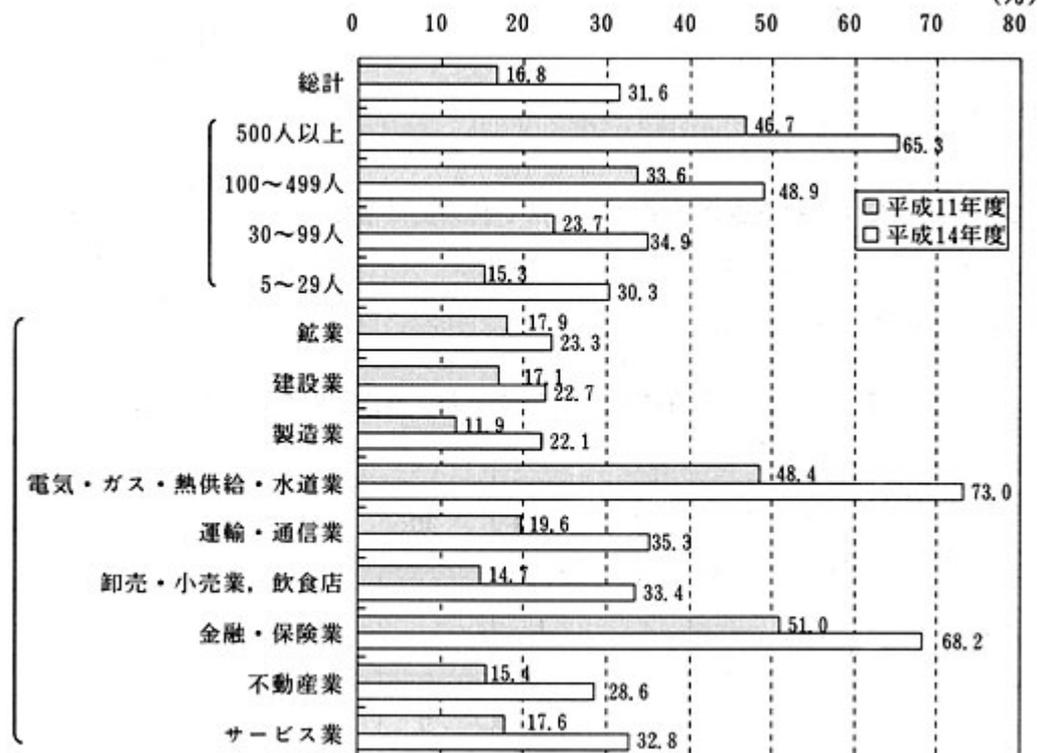
資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11、14年度）

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に復職予定であった者のうち、実際に復職した者は88.8%（平成11年度82.4%）であり、性別にみると、女性は88.7%（同82.1%）、男性は100.0%（同100.0%）が復職している。

育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、31.6%の事業所が何らかの措置を講じており、平成11年度の16.8%と比べ14.8%ポイント上昇している。事業所規模別では全ての規模で上昇がみられるが、特に、500人以上規模で65.3%（平成11年度46.7%）と大きく上昇している。措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供」を行っている事業所割合が68.0%となっており、前回（61.3%）に比べ6.7%ポイント上昇している（第1-17図、付表63）。

第1-17図 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

第1-17図 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置 (%)



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11、14年度）

育児のための勤務時間短縮等の措置を導入している事業所は50.6%と前回（平成11年度40.6%）より10.0%ポイント上昇している。措置ごとの導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」が38.5%（同29.9%）と前回に比べた導入事業所割合の上昇が大きく、以下、「所定外労働の免除」が24.1%（同22.9%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が21.6%（同21.7%）、「フレックスタイム制度」が7.1%（同8.9%）、「1歳以上の子を対象とする育児休業」が6.1%等となっている（第1-18図、付表64）。

第1-18図 育児のための勤務時間短縮等の措置の導入状況



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11、14年度）

I 働く女性の状況

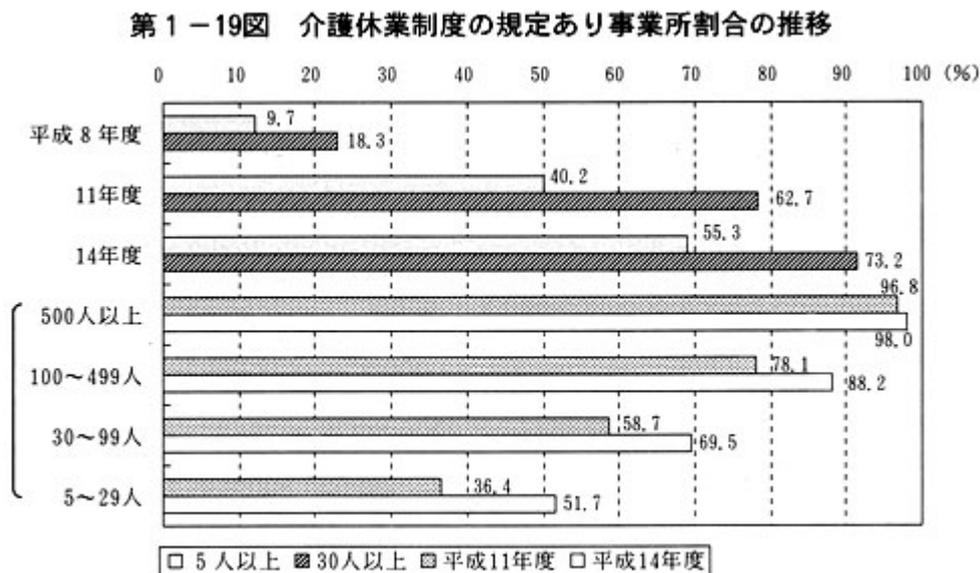
4 労働条件等の状況

(4) 育児・介護休業制度等

2) 介護休業制度の規定のある事業所は5割以上に増加

介護休業制度の規定のある事業所の割合は55.3%と前回調査（平成11年度40.2%）より15.1%ポイント上昇している（第1-19図、付表65）。

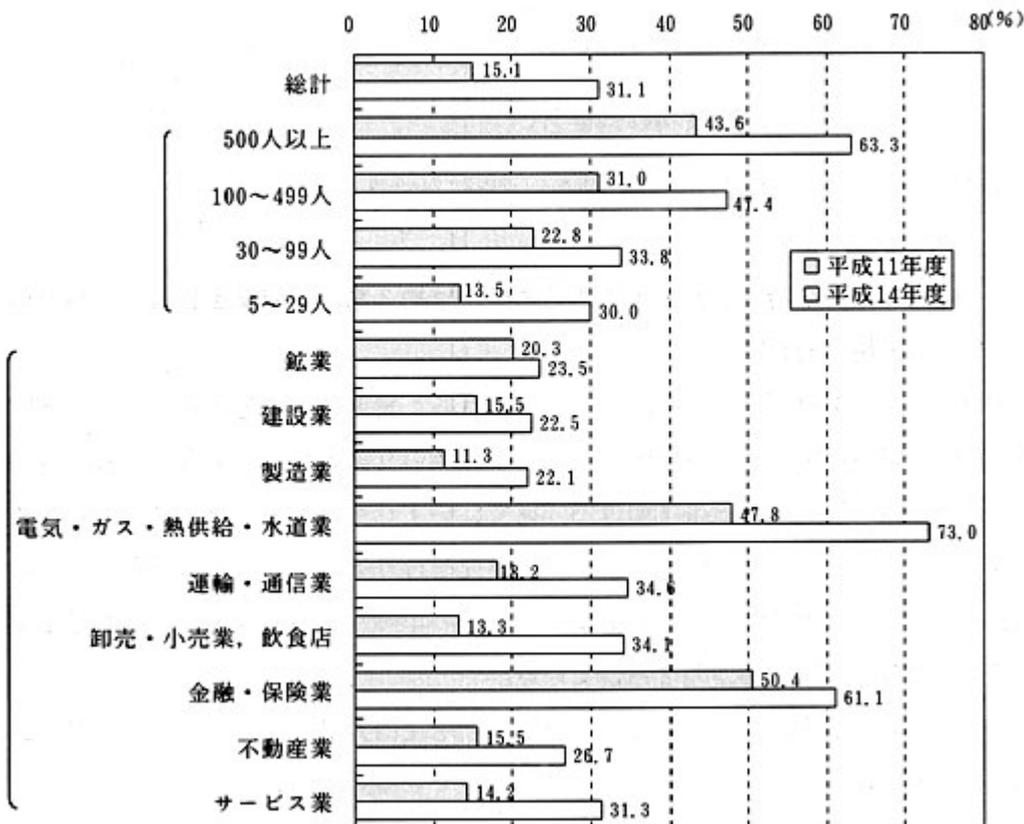
第1-19図 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移



介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所割合は31.1%と平成11年度の15.1%と比べ上昇している。措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供」が67.1%、「職場復帰のための講習」が26.9%となっている（第1-20図、付表67）。

第1-20図 介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

第1-20図 介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

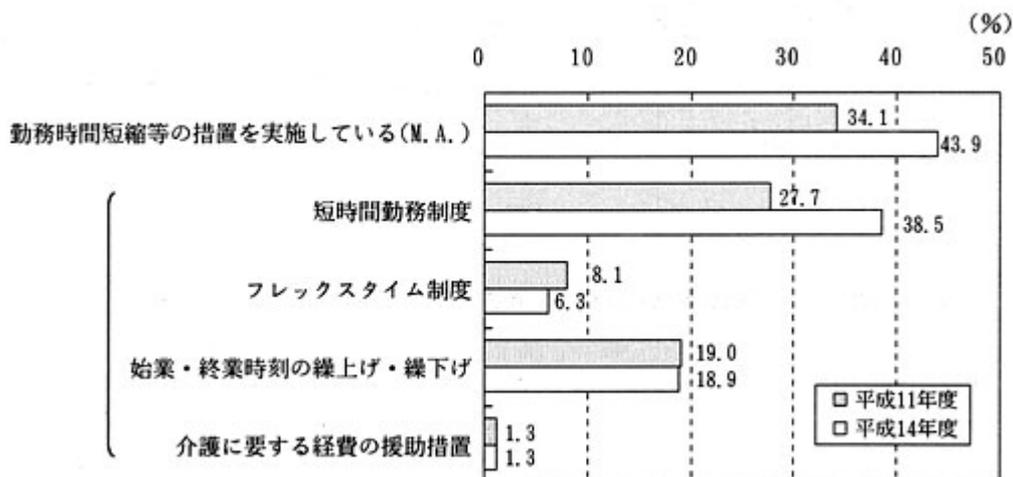


資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11、14年度）

介護のための勤務時間短縮等の措置を導入している事業所割合は43.9%（平成11年度34.1%）と前回に比べて9.8%ポイント上昇しており、各措置の導入状況（複数回答）は、「短時間勤務制度」が38.5%（同27.7%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が18.9%（同19.0%）、「フレックスタイム制度」が6.3%（同8.1%）、「介護に要する経費の援助」が1.3%（同1.3%）と、短時間勤務制度の導入割合が上昇している（第1-21図、付表68）。

第1-21図 介護のための勤務時間短縮等の措置の導入状況

第1-21図 介護のための勤務時間短縮等の措置の導入状況



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11、14年度）

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(4) 育児・介護休業制度等

3) 時間外労働を制限する規定のある事業所は約3割、深夜業を制限する規定のある事業所は約5割

時間外労働がある事業所は80.0%で、そのうち、育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所は31.6%、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所は29.3%で、いずれも規模が大きいほど規定のある事業所の割合が高くなっている。また、育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定のある事業所のうち、対象となる子の年齢については「小学校就学始期まで」とする事業所が93.9%を占めている。

深夜業がある事業所は39.7%で、そのうち「所定内労働にある」ものが56.1%、「所定外労働にのみある」ものが43.9%となっている。深夜業がある事業所のうち、育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所は49.0%、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所は50.1%で、いずれも規模が大きいほど規定のある事業所の割合が高くなっている。

I 働く女性の状況

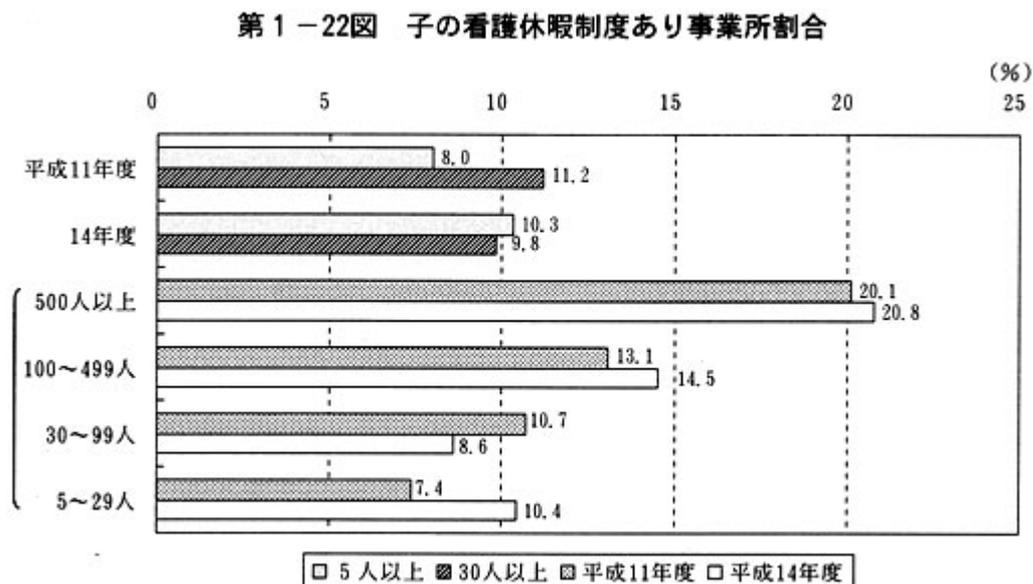
4 労働条件等の状況

(4) 育児・介護休業制度等

4) 子の看護休暇制度のある事業所は1割、500人以上規模では2割を超える

子の看護休暇制度がある事業所は10.3%で、平成11年度の家族の看護休暇制度のある事業所割合8.0%より上昇している。制度がある事業所の割合は、事業所規模別では500人以上で20.8%、100～499人で14.5%、30～99人で8.6%、5～29人で10.4%と、概ね規模が大きいほど高くなっている（第1-22図、付表69）。

第1-22図 子の看護休暇制度あり事業所割合



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11、14年度）

I 働く女性の状況

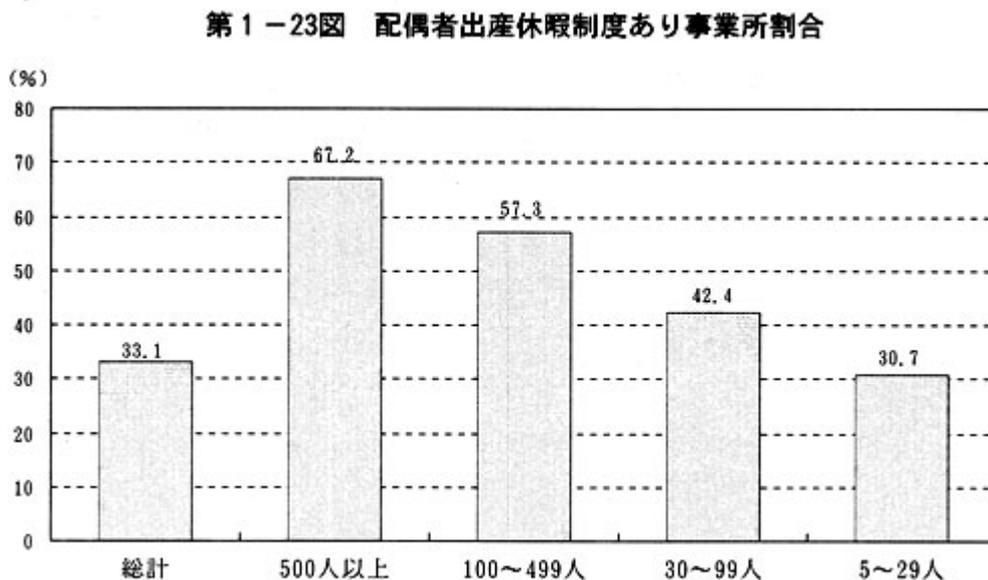
4 労働条件等の状況

(4) 育児・介護休業制度等

5) 配偶者出産休暇制度のある事業所は3割以上

配偶者出産休暇制度（注）のある事業所は33.1%で、事業所規模別で500人以上で67.2%、100～499人で57.3%、30～99人で42.4%、5～29人で30.7%と規模が大きいほど制度のある事業所の割合が高くなっている（第1-23図、付表70）。

第1-23図 配偶者出産休暇制度あり事業所割合



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成14年度）

取得できる休暇日数については、配偶者の出産1回につき「1～5日」とする事業所が97.1%を占めており、また、休暇中の賃金については、「有給」とする事業所が92.6%を占めている。

配偶者出産休暇制度のある事業所で、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に配偶者が出産した男性に占める休暇取得者の割合は61.6%であり、事業所規模別では500人以上で50.4%、100～499人で65.6%、30～99人で61.3%、5～29人で62.6%となっている。

（注）配偶者出産休暇制度とは、労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいう。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

(1) パートタイム労働者の労働市場

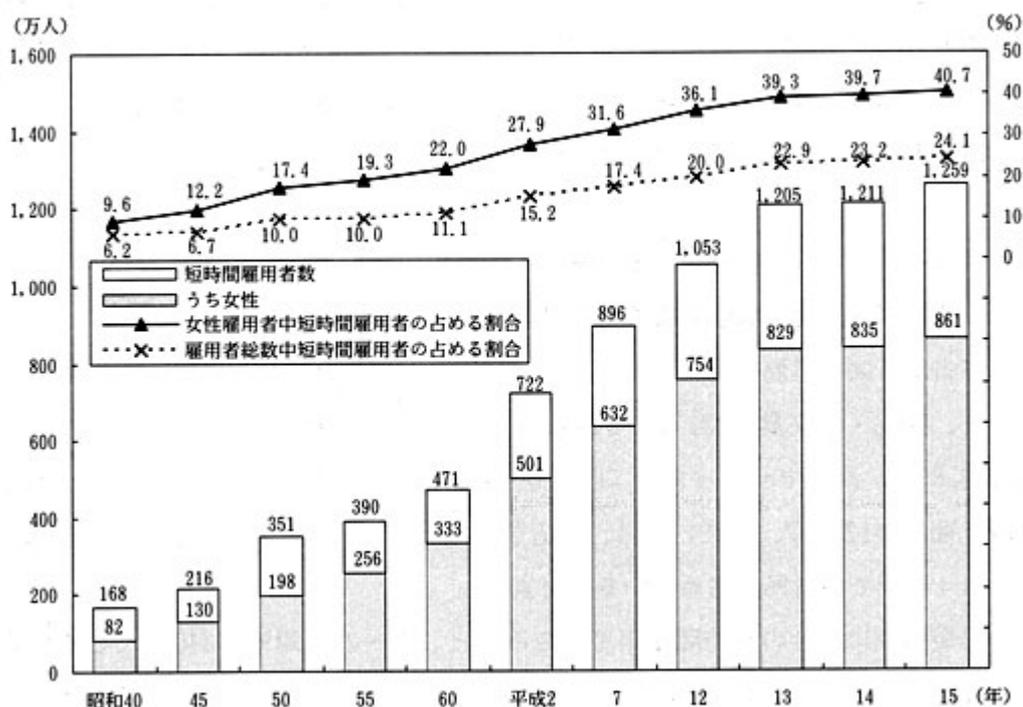
1) 女性雇用者に占める短時間雇用者の割合が初めて4割を超える

総務省統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者（以下「短時間雇用者」という。）は、平成15年には1,259万人（男女計）、前年差48万人の増（前年比4.0%増）となった。非農林業雇用者総数（休業者を除く）に占める短時間雇用者の割合は24.1%と前年より0.9%ポイント上昇し、増加傾向が続いている。

平成15年の女性の短時間雇用者数は861万人、前年より26万人の増と女性の非農林業雇用者2,118万人（休業者を除く）に占める短時間雇用者の割合は40.7%（前年差1.0%ポイント上昇）と初めて4割を超えた。ただし、短時間雇用者数に占める女性の割合は平成12年をピークとしてやや低下の傾向にあり、平成15年は68.4%と前年に比べ0.6%ポイント低下した（第1-24図、付表72）。

第1-24図 短時間雇用者（週間就業時間35時間未満の者）数及び構成比の推移－非農林業－

第1-24図 短時間雇用者（週間就業時間35時間未満の者）数及び構成比の推移
－非農林業－



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

- (1) パートタイム労働者の労働市場
 - 2) 新規求人倍率、有効求人倍率とも上昇
-

厚生労働省「職業安定業務統計」より、平成15年のパートタイム労働者の求人・求職状況をみると、新規求人数（男女計）は、月平均22万2,490人で、前年に比べ1万9,718人増（前年比9.7%増）となった。新規求職者数（男女計）は、月平均10万6,033人であり、1,403人の増加（前年比1.3%増）となった。新規求人倍率は2.10倍で、3年ぶりに上昇（前年差0.16ポイント上昇）した。また、有効求人倍率は1.46倍となり、前年（1.32倍）より0.14ポイント上昇している（付表75）。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

(1) パートタイム労働者の労働市場

3) 女性パートタイム労働者の労働移動は引き続き活発

厚生労働省「雇用動向調査」により、平成14年の労働市場における女性パートタイム労働者の動きをみると、入職者数は152万5,200人（前年比7.1%減）、離職者数は154万4,900人（同2.3%減）となった。また、入職率（在籍者に対する入職者の割合）と離職率（在籍者に対する離職者の割合）をみると、入職率は24.5%（前年27.7%）、離職率は24.8%（同26.7%）と前年から低下に転じたものの、女性パートタイム労働者の労働移動は引き続き活発である（付表26）。

また、パートタイム労働者の職歴別入職者の状況をみると、入職者に占める一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者）の割合は41.5%（前年40.1%）であり、転職入職者の割合は52.3%（前年52.2%）と、増加傾向を示している（付表28）。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

(2) パートタイム労働者の就業状況

1) 短時間雇用者数は全ての規模で増加

総務省統計局「労働力調査」により平成15年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業が231万人で最も多く（女性の短時間雇用者総数に占める割合は26.8%）、次いでサービス業（他に分類されないもの）が127万人（同14.8%）、医、福祉が123万人（同14.3%）、製造業が114万人（同13.2%）となっており、これら4産業で69.1%を占めている（付表73）。

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると、1～29人規模が340万人で最も多く、女性の短時間雇用者全体の39.5%を占め、次いで、500人以上規模が169万人で19.6%となっている。前年と比較すると、女性の短時間雇用者数は全ての規模及び官公において増加しているものの、構成比に大きな変化はみられない（付表74）。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

(2) パートタイム労働者の就業状況

2) 労働時間、労働日数は横ばい

平成15年「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の平均勤続年数は5.1年であり、前年と比べ0.1年長くなった。

産業別では、製造業が6.7年と前年同様最も長く、伸長傾向が続いている。次いで卸売・小売、飲食店が4.8年、金融・保険業が4.6年、サービス業が4.4年となっている（付表77）。

女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間は5.5時間、実労働日数は19.1日といずれも前年と同じであった。産業別では製造業が、実労働時間（6.2時間）、実労働日数（20.1日）とも他の産業に比べやや長い傾向がみられた（付表78）。

1 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

(2) パートタイム労働者の就業状況

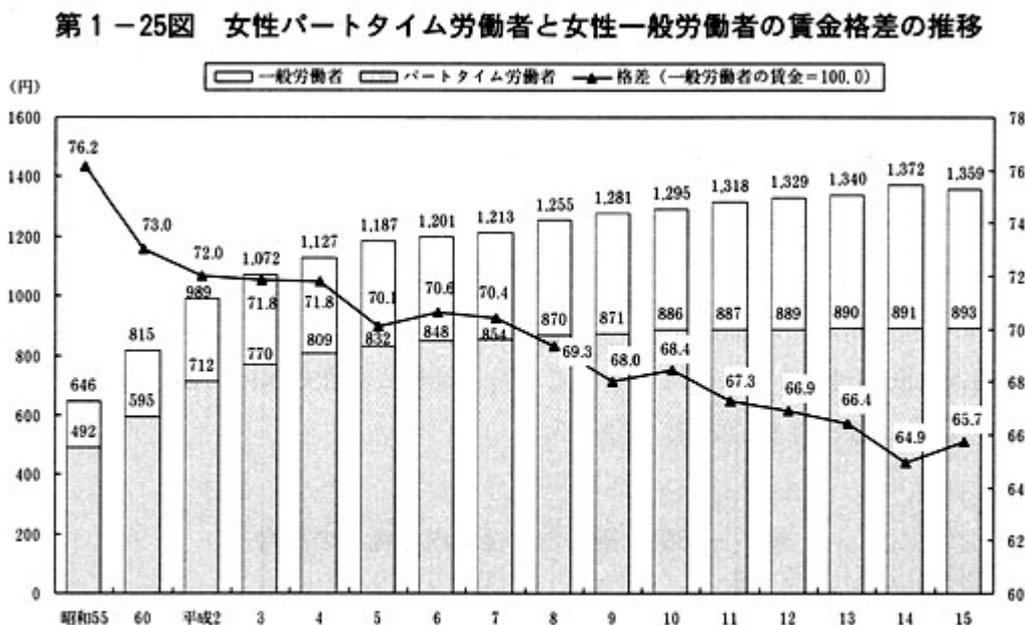
3) 一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差は5年ぶりに縮小

平成15年「賃金構造基本統計調査」により女性パートタイム労働者の賃金をみると、1時間当たりの所定内給与額は893円で、前年に比べ2円増加している（付表79）。

パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差は50.3であるが、これを女性労働者に限り、女性パートタイム労働者と女性一般労働者との賃金格差についてみると、平成15年は、一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100.0とした場合、パートタイム労働者は65.7と5年ぶりに縮小に転じた（第1-25図）。

女性パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、4万4,700円と、前年より3,600円低下し、平成4年をピークに11年連続で低下している（付表80）。

第1-25図 女性パートタイム労働者と女性一般労働者の賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次の式により算出した。

1時間当たりの所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数

I 働く女性の状況

6 家内労働者の就業状況

1) 家内労働者数は引き続き減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、平成15年の家内労働者数は、23万4,717人で、前年に比べ2万2,553人（前年比8.8%減）の減少となった。

男女別にみると、女性は21万5,033人、男性は1万9,682人であり、前年と比較すると、女性は2万793人（同8.8%減）、男性は1,760人（同8.2%減）の減少となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は22万365人（家内労働者総数に占める割合93.9%）、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専門的家内労働者」は1万1,676人（同5.0%）、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は2,676人（同1.1%）となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表82）。

家内労働者数は、昭和49年の景気後退を契機に大幅な減少に転じて以降、引き続き減少が続いている。なお、今回の調査における減少幅8.8%は、減少幅が10.0%を超えた過去2年に比べ、低い下げ幅に落ち着いた。

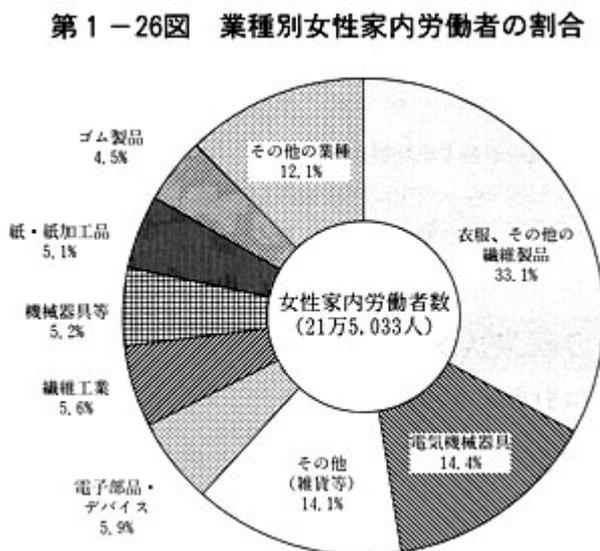
I 働く女性の状況

6 家内労働者の就業状況

2) 業種では、繊維関係が多い

平成15年における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「衣服・その他の繊維製品」が7万1,249人（女性の家内労働者総数に占める割合33.1%）と最も多く、次いで「電気機械器具」が3万930人（同14.4%）、「その他（雑貨等）」が3万213人（同14.1%）となっており、これら3業種で女性の家内労働者全体の61.6%を占めている（第1-26図、付表83）。

第1-26図 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：厚生労働省「家内労働概況調査」（平成15年）